

## 小牧市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

### 1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下、「施設」という。）への入所の必要性の高い者を優先的に入所させるという観点から、その入所の必要性及び優先度の判断基準を明確にすることにより、入所決定までの過程の透明性、公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所申込の方法

#### (1) 入所申込書の受付

施設への入所申込は、介護老人福祉施設入所申込書（様式1）（以下、「申込書」という。）により行う。なお、申込書の原本は施設が管理し、写しを入所希望者又は家族等（以下、「申込者」という。）が保管する。

#### (2) 施設の説明

施設は、申込書の受付に当たっては、申込者等と面接をするなど、入所希望者等の状況把握に努め、以下について十分に説明を行い、同意を得るとともに、申込書の「説明確認欄」に署名を受けることとする。

- ① 入所判定対象者となる者
- ② 入所順位の決定方法
- ③ 申込内容に変更が生じた場合の施設への連絡
- ④ 小牧市に対する情報提供及び照会

### 3 入所判定対象者の選定について

#### (1) 入所判定対象者

入所判定対象者は、入所希望者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び要介護1又は2であって居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある要介護者（以下、「特例入所対象者」という。）とする。

#### (2) 特例入所対象者の要件

特例入所の対象者は、以下のいずれかの状況に該当する者とする。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

#### 4 入所の必要性の優先度に係る判断基準

施設は、以下の項目について勘案した上で、入所に係る優先順位を決定すること。

- (1) 本人の要介護度、認知症による中核症状、行動・心理症状
- (2) 主たる介護者の状況
- (3) 他の要介護者等及び介護協力者の有無
- (4) 居宅サービスの利用状況
- (5) 介護によって生じる身体的・精神的負担
- (6) 居住環境
- (7) 入所待機期間の長短
- (8) その他居宅生活における困難性

#### 5 入所検討委員会の設置

- (1) 施設は、入所の選考に係る事務を行うため、入所検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成すること。ただし、検討過程の公平性を確保するため、委員会が必要と判断した場合は、民生委員、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表者として加わっている者等に第三者委員として参加を求めることができる。
- (3) 委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催する。
- (4) 委員会は開催ごとに議事録を作成し、5年間保存しておくこと。また、県又は市町村から議事録の提出を求められた場合には、提出しなければならない。
- (5) 施設は、入所希望者又は家族から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明し、理解を得るよう努めるものとする。
- (6) 施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

## 6 特例入所対象者に係る入所申込及び入所決定までの手続き

- (1) 施設への入所申込に当たっては、特例入所対象者の要件に該当し、施設以外での生活が著しく困難な理由を申込書に付記の上、申し込むものとする。
- (2) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から入所申込を受け、その者が入所の必要性が高いと判断される時には、委員会を開催する前に、特例入所に係る意見依頼書（様式2）により、保険者に意見を求めることとする。
- (3) 保険者は、施設からの求めに応じ、地域の居宅サービス等の提供体制の状況や、担当の介護支援専門員等からの特例入所に係る参考意見（様式4）の提出を求める等、居宅における生活の困難度の聴取等も踏まえ、施設の特例入所判断の妥当性について、施設に対して特例入所に係る意見書（様式3）（以下、「意見書」という。）を提出する。
- (4) 施設は、保険者からの意見があった場合は、当該意見書の内容も踏まえ、委員会において特例入所の必要性を判断する。

なお、委員会において入所判定の判断を行うに当たっては、特例入所の対象者も含めた入所判定対象者について、「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし、施設への入所の必要性が高いと認められる入所判定対象者を優先的に入所させるよう入所の必要性を個別具体的かつ総合的に判断する。その際、必要に応じて、保険者に意見を求めることとする。

## 7 特別な事由による入所

施設は、次の場合は、施設長の判断により入所を決定することができる。

この場合、決定直後の委員会において、その経過を報告するとともに、議事録に登載しなければならない。

- (1) 福祉事務所から老人福祉法第11条に定める措置入所依頼があった場合。
- (2) 災害や事件、虐待等の事情により、緊急性が認められ、委員会を開催する余裕がない場合。
- (3) 長期入院（3ヶ月以上）による契約解除後、退院等により再入所が可能となった場合で、在宅生活が困難であると判断される場合。
- (4) 入所希望者や介護者の心身の状況が急に悪化するなど直ちに施設入所を必要とすると判断される場合。

8 その他

この指針は、平成27年4月1日から適用する。